廃車の手続きをしましょう。

<軽自動車を解体された方へ>

廃車の手続きはお済みですか? まだの方は廃車の手続きをしましょう!

もし、手続きをしなかったら…

→次年度も軽自動車税が発生してしまいます!!②

<廃車の手続き場所> その他の車両の廃車の手続きについては各市町村にお問い合わせください。

【軽自動車 · 軽二輪(125cc~250cc) · 軽三輪】

申告場所 社団法人 佐賀県軽自動車協会

所在地 佐賀市若楠2丁目10番7号

問合せ先 050-3816-1754

必要な書類等

- 自動車検査証(車検証) ※原本
- ナンバープレート
- 使用済自動車引取証明書(引き取り業者から交付されます)
- ※佐賀県自家用自動車協会各支部でも手続きができます。 詳しくは最寄りの支部へご確認ください。

鹿島·白石支部 0954-62-3497

武 雄 支 部 0954-22-3611

佐城·神埼支部 0952-30-9717

伊万里支部 0955-23-7151

唐 津 支 部 0955-72-7316

鳥 栖 支 部 0942-82-3761